

南山大学大学院社会科学研究所における総合政策学専攻博士後期課程の
設置の趣旨等を記載した書類

目次

はじめに 南山大学の建学の理念と教育研究の実践	1
1. 社会科学研究所総合政策学専攻博士後期課程設置の趣旨および必要性	1
1.1.1 研究科の課程を変更することの理由・必要性	
1.1.2 総合政策学専攻を設置する理由・必要性	
1.2 教育上の目的および養成する人材	
1.3 中心的な学問分野	
2. 専攻の名称および学位の名称について	4
3. 教育課程の編成の考え方および特色	4
3.1 学際共通科目の編成の考え方と特色	
3.2 専攻科目の編成の考え方と特色	
3.3 研究指導科目の編成の考え方と特色	
4. 教員組織の編成の考え方および特色	6
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	7
5.1 教育の方法について	
5.2 研究指導	
5.3 学生論文審査体制および学位論文の公表方法等	
5.4 研究の倫理審査体制	
5.5 修了要件	
6. 施設、設備等の整備計画	10
7. 既設の学部や研究科博士前期課程との関係	12
8. 入学者選抜の概要	12
9. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施	13
9.1 修業年限	
9.2 履修指導および研究指導の方法	
9.3 授業の実施方法	
9.4 教員の負担の程度	
9.5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	
9.6 必要とされる分野であること	
9.7 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等	
10. 2つ以上の校地において教育を行う場合の配慮について	15
11. 管理運営	15
12. 自己点検・評価	16
13. 情報の公表	16
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	18

はじめに

南山大学の建学の理念と教育研究の実践

南山大学を設置する南山学園は、カトリック神言修道会を設立母体とし、「キリスト教世界観に基づき学校教育を行う」ことを建学の理念とし、「人間の尊厳のために (Hominis Dignitati)」を教育モットーとして掲げ、1932年に創設された。1995年には聖霊奉侍布教修道女会を設立母体とする名古屋聖霊学園と法人合併を行い、現在の南山学園に至っている。

南山大学では、この建学の理念を実現するために、学究的探求の精神、キリスト教精神に基づく価値志向、普遍的価値を希求する国際性の涵養、地域社会への奉仕という4つの教育信条を達成することを目標としてきた。1949年の文学部開設とともに出発し、以後、建学の理念に基づき、社会的使命を果たし、社会の要請に積極的に応え、人材を養成してきた。この間、計画的に学部および大学院を増設し、現在では名古屋市と瀬戸市のキャンパスに、人文学部、外国語学部、経済学部、経営学部、法学部、総合政策学部、理工学部、短期大学部の8学部および人間文化研究科、国際地域文化研究科、経済学研究科、ビジネス研究科、社会科学研究科、法務研究科(法科大学院)、総合政策学研究科、理工学研究科、数理情報研究科の9研究科を擁するに至った。

現在、文科系、理科系双方の分野で、教育と研究を実践する総合大学となっている。2007年3月には本学の20年後の将来像を描いた「南山大学グランドデザイン」を策定し、「個の力を、世界の力に。」というビジョン・キーフレーズを設定した。すなわち、世界から選ばれ、世界に人材を輩出することができ、地域に根ざし、かつ世界に開かれた大学となることを中期的な目標として掲げた。その実現に向けて、教育・研究の不断の改善・充実をはかってきた。

1. 専攻の設置の趣旨および必要性

南山大学大学院では、2014年4月に社会科学研究科博士前期課程を設置し、経済学専攻、経営学専攻、総合政策学専攻からなる構成とした。社会科学研究科博士前期課程を設置した目的は、それまで経済学研究科、ビジネス研究科、総合政策学研究科として独立していた3研究科では、領域横断的かつ学際的な研究教育が機能しづらい状況にあったため、社会科学を可能な限り網羅的に学習できる研究科とすることで新たな研究環境を提供し、同一研究科内で知識と手法の教授と学際研究を遂行することで相互補完し、連携を強化できるようにするためであった。

このたび、社会科学研究科博士前期課程が2015年度に完成年度を迎えるにあたり、当該研究科の3つの専攻博士前期課程を基礎に、現在の経済学研究科経済学専攻博士後期課程、ビジネス研究科経営学専攻博士後期課程、総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程を発展的に改組再編し、社会科学研究科に経済学、経営学、総合政策学の3つの博士後期課程を設置する。

社会科学研究科の3つの専攻の博士後期課程では、経済学、経営学に総合政策学の分野

にある法律学、政治学、行政学などを加え、広い視野で俯瞰的な見地から問題を発見・解釈・分析し、その結果を有機的に統合させる能力を深化させ、グローバルな社会の変化に伴う環境の変化に対して柔軟に対処できる人材を養成する。中部地区のみならず、日本の世界最高水準の企業にこれら博士の学位を有する人材を供給することは、日本の産業発展に貢献するとともに、中部地区、ひいては我が国の競争力の強化という社会的な必要性に十分に応えるものである。

1.1.1 研究科の課程を変更することの理由・必要性

社会科学的研究とは、一般に、社会の仕組みや規則性を理解し、そこから生じる様々な問題にいかに対処し、または合理的解決へと導くかを考える学問である。そしてその結論に辿りつくまでの過程を理解し、説明するための知識や情報入手、調査・分析のための手法の習得が要求される。その一方で、今日のように価値観が多様化し、かつ様々な文化が複雑に入り組む社会では、それに加えて、従来の学問の枠にとらわれない、広い視点からの柔軟な発想を身につけることも肝要である。だが現在の経済学、ビジネス、総合政策の独立した3研究科では、領域横断的かつ学際的な研究教育が機能しづらい状況にある。3研究科がそれぞれ専攻となり、新たな研究教育環境として同一研究科内で知識と手法の教授と学際研究を遂行することで相互補完し、連携を強化することで、より高度な人材を養成できると考えられる。

1.1.2 総合政策学専攻を設置する理由・必要性

社会科学的研究科総合政策学専攻の前身である総合政策研究科総合政策専攻は、2000年度に新設された総合政策学部を基礎とし、複雑化する社会問題に対応する能力と、多様な価値観を理解する能力を身につけた人材の育成を行うために、2004年度に設置された。当初修士課程として設置したが、2006年度にはこの修士課程を博士前期課程とし、その基礎の上に博士後期課程を設置した。これまでの総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程においても社会の要請に応じて人材を輩出すべく、教育内容を吟味しながら目標をもって進めてきた。

南山大学では2014年度に、従来の経済学研究科、ビジネス研究科、総合政策研究科の3研究科を発展的に改組し、経済学専攻、経営学専攻、総合政策学専攻の3専攻からなる社会科学的研究科博士前期課程を設置した。総合政策学専攻博士前期課程は、より高度な専門知識を有する高度専門的職業人および研究者の養成を目指し、博士後期課程を設置することとした。

欧米をはじめとする諸外国では、企業の実務の中核を担う人材や政府において政策立案を行う人材の多くは博士の学位を取得している。企業の海外展開や国際的に協調した政策形成のために、日本の企業や政府においても博士の学位を持ち高度な専門知識を有する人材に対する要請が増えることが予想される。特に中部地域の企業は、製造業を中心に海外展開を進めている企業が多いため、国際化に対応した高度な職業人の育成が望まれている。また、地方自治体など行政機関やシンクタンクにおいても、深刻な人口減少社会を迎え、より客観的かつ高度な政策分析が実行できる専門家に対するニーズが高まっている。

<資料1> 社会科学研究科博士後期課程の概念図

1.2 教育上の目的および養成する人材

現在、世界では政治・経済のグローバル化の進展と共に地域紛争、テロリズムなどの対立問題が激化し、将来の国際社会を憂う情勢となっている。このような問題は、文化的宗教的価値観の違いから生ずるものも多く、真に平和な国際社会を構築していくためには、文化、宗教の違いを十分理解した上で、客観的な分析に基づく政策形成を行っていく必要がある。国内においてもバブル経済の崩壊以降の長い経済の低迷を背景に、国や地方の財政が逼迫し、政治・行政体制も混迷を極めている。例えば人口減少社会の到来によって、国内地域社会の衰退問題が深刻化しているが、このような急激な人口減少は、かつて経験したことのないものであり、それが社会面、経済面、環境面にもたらす様々な影響を分析し、対応策を検討する能力が必要とされている。今後、これら国内外の変化に対応する強靱な国、地域を形成していく必要があり、そのためには、問題解決志向の新たな領域・方向性の能力をもった人材が必要となる。

また、これまで中部地域は自動車産業を中心とした製造業が地域経済のけん引役として支えてきたが、経済のグローバル化と人口減少が進展する中において地域経済の発展は困難になってきている。さらに2011年3月の東日本大震災を機に、工場や事業所の海外移転も進みつつあり、産業の空洞化と相まって国内地域の衰退が進んでいる。また、資源、エネルギーの大量消費は、地球資源の枯渇、深刻な環境破壊、地球温暖化等の環境問題をもたらしている。これらの課題に取り組む主役は、依然として各国政府や国際機関等の公的な機関であるが、伝統的な国内政策、国家間・政府間の交渉や協定、国際機関のみに頼ることはできず、企業を含む民間組織の幅広い関与、補完的役割が求められる。持続可能な社会経済の構築には、公的機関、民間組織の協調、連携が不可欠なのである。

国内外の政治経済情勢の変化、地域紛争やテロリズム、地球環境問題、地方の衰退問題など多くの諸問題の進展が加速し、より迅速かつ効果的な政策に対する意思決定が企業レベルから国家レベルにおいても要求されている。そのため、社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程では、持続可能な社会の構築に向けて、確かな歴史認識の下に今後の人類が遭遇するであろう未知の問題をいち早く見抜き、その本質に迫る専門知識と分析能力をもつ研究者、またそうした問題を解決するために総合的かつ緻密な状況分析を行い、合理的で実現可能な政策立案を担える専門家を養成する。

総合政策学専攻後期課程では、博士前期課程からの一貫教育と実務経験のある社会人教育により国内・国際的な政策問題について高度な専門知識をもつ人材を養成する。また、我が国は政策研究において欧米先進諸国に後れをとっており、研究組織として博士後期課程の増強が必要である。これまでも前身となる総合政策研究科後期課程において、高度な専門知識と分析能力を有する人材の養成に努めてきたが、特に経済学、経営学を含む社会科学の幅広い英知を踏まえた政策立案、分析能力が求められる。複雑化する国内外の諸問題に対応するためには、社会科学の諸分析手法をより一層横断的に活用・応用し、政策問題の発見と分析、それに対応する政策形成・実施・評価に専門的な情報を提供するためにも、博士前期課程、後期課程を通じた政策研究を積み上げていく必要があるのである。

本専攻では、社会科学の複合的学問を基に、複雑化した問題を多角的に分析できる能力、合理的で実現可能な政策立案ができる能力、国際的感覚と多様な文化およびその背景を理解し、企業や政府関係機関で人材育成・指導ができる能力を涵養する。

修了した学生の進路先としては、以下のような進路が想定される。

- ・ 大学や研究機関で国際、公共、環境分野における政策分析・政策プロセスの研究者・教員
- ・ 国際機関、中央政府、地方自治体、企業等で政策分析、政策立案を担う政策専門家

＜資料2＞ 社会科学研究科経営学専攻博士後期課程3つのポリシー

1.3 中心的な学問分野

総合政策学専攻は、現実の複雑な社会経済問題の解決を導く政策立案能力を涵養することに主眼を置いているため、法学、政治学、行政学、経済学、経営学等の社会科学を横断的に活用・応用した問題解決型の学際分野となる。現在までに、総合政策的なアプローチによる研究成果が地道に重ねられてきており、学術的知見が積みあがっている。また社会的にも、実社会で発生する諸問題に対し、その構造を解明し解決策を立案・実施する学問体系としての総合政策学が充分認知されてきている。こうした学術的社会的背景の変化に対応し、新たに設置する総合政策学専攻の学位を博士（総合政策学）とした。なお、この学位名は、学部（学士（総合政策学）、大学院前期課程の学位名（修士（総合政策学））と一致するものであり整合的である。

2. 専攻の名称および学位の名称

今日の日本を含む世界の経済情勢や環境問題に関する様相は、急激に変化し続けており、特に、企業競争や国際競争の激化から、より迅速かつ低コストで環境に優しいという厳しい条件を満たした意思決定が企業レベルから国家レベルにおいても要求されている。これらの実践や開発に貢献できる人材を養成するには、グローバルな社会の変容に柔軟に対処することが求められている。本研究科ではこの社会的要請に応えるために、特定の専攻内の専門的視点で社会現象をとらえるのではなく、3専攻の連携による幅広い社会科学を学び、これらを有機的に統合した視点から解釈、提案できる人材に対してそれぞれの学位を授与する。

本専攻は、既設の経済学研究科、ビジネス研究科、総合政策研究科を発展的に改組・統合して設立される社会科学研究科 [英訳名称: Graduate School of Social Sciences] に所属する専攻の一つとなる。主に問題解決の政策立案を学修する専攻であるので、専攻名は、総合政策学専攻 [英訳名称: Graduate Program in Policy Studies] とし、授与する学位の名称は博士（総合政策学） [Doctor of Philosophy in Policy Studies] とする。

3. 教育課程の編成の考え方および特色

社会科学研究科博士後期課程では、社会科学全般にわたる広い視野と俯瞰的な見地から問題を発見し、解釈・分析し、その結果を有機的に統合させながら発想し、テーマや問題を提起する能力を深化させ、グローバルな社会の変化に伴う環境の変化に対して柔軟に対

処できる人材を養成する。

この目標を達成するため、社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程は、社会科学研究科経営学専攻および経済学専攻と相互に補完しながら、総合政策学の分野で高度な専門知識と応用能力を涵養する教育を行う。経済学、経営学、法政治学、行政学、社会学などの社会科学の諸分野における最新の知見は、3つの専攻に共通する基盤であり、各専攻が相互に他の専攻で研究教育する分析手法を取り入れ補完し合う土台となる。そのため、社会科学の幅広い分野の研究成果を解説し、様々な社会科学研究の方法論と政策的含意を学ぶ科目を研究科共通科目として、「学際共通科目」を配置する。

学際共通科目で学ぶ複雑化した諸問題に対する幅広い社会科学知識や手法を前提として、特に実践的な政策立案、政策プロセスを修得するための特化した高度な教育を行うために、専攻科目を配置する。専攻科目としては、幅広い政策分野に対応するため「総合政策特殊研究(地域研究)」、「総合政策特殊研究(文明研究)」、「総合政策特殊研究(公共政策研究)」、「総合政策特殊研究(国際組織研究)」、「総合政策特殊研究(国際経済研究)」、「総合政策特殊研究(環境政策研究)」の6つの科目を配置する。

研究指導では、研究の基礎的な素養を身につけたうえで、理論的な問題だけでなく、実践的な課題にも取り組み、理論的に問題を深く分析し、最終的に博士論文としてまとめるよう研究指導科目を配置する。

社会科学の諸分野の方法論と最新の知見を横断的に学ぶ学際共通科目と、専攻ごとの高度な専門知識を修得する専門科目を配置した上で、研究指導科目において博士論文をまとめるように編成していることが特色である。

3.1 学際共通科目の編成の考え方と特色

学際共通科目では、各専攻で専門的な知識を修得し研究を行っていく前提として、すべての専攻に共通する、「社会科学研究特論」を配置し、研究科各専攻の学際共通科目(必修2単位)とする。この科目は、1年次において修得するものとし、社会科学の諸分野(経済学、経営学、法政治学、行政学、社会学等)における最新の研究論文を紹介し、それらの研究成果に関する理解を深める。特に研究テーマの背景、研究意義、研究アプローチ、導き出された研究成果と課題について解説し、様々な社会科学研究の方法論と政策的含意を学ぶ。また、これらの解説を通じて研究倫理についても理解を深めることが特色である。

3.2 専攻科目の編成の考え方と特色

総合政策学専攻では、現実が生じている様々な国際・国内問題をいち早く見抜き、その本質に迫る専門知識と分析能力を持つ研究者、またそうした問題を解決するために、総合的かつ緻密な状況分析を行い、合理的で実現可能な政策立案を担える専門家を養成するため、まず社会科学の諸分野における最新の知見を総合的に理解する学際共通科目を修得させたい。また、国際政策、公共政策、また両者にまたがる環境政策の各政策領域における主要な諸問題の構造とその解決策を学ぶ各専攻科目を配置する。但し、現実の問題に対応していく実践的なリーダーを養成するためには、特に国際政策に関心のある学生は国や地域の文化・歴史観の違いを理解する必要がある。そこで専攻基礎科目として、国際社会の多

様な世界観を深めるための「総合政策特殊研究（地域研究）」「総合政策特殊研究（文明研究）」を配置すると共に、国際問題、国内・地域における公共的問題、環境問題に対応した科目を幅広く設定し、さらに実践的な応用の方法を学ばせる。そのため、「総合政策特殊研究（公共政策研究）」「総合政策特殊研究（国際組織研究）」「総合政策特殊研究（国際経済研究）」「総合政策特殊研究（環境政策研究）」を設置する。以上により、現実生じている各種問題、政策課題の深い理解を得て、より実践的な政策立案を可能とし、現実社会と向き合った研究課題に取り組むことにより、新しいタイプの大学院に対する社会的要請に応える科目配置となっていることが本専攻の特色である。

3.3 研究指導科目の編成の考え方と特色

研究指導科目では、特定の問題領域およびこれを解決するための政策に関する高度に専門的な研究を行うため、「研究指導Ⅰ」、「研究指導Ⅱ」、「研究指導Ⅲ」、「研究指導Ⅳ」「研究指導Ⅴ」「研究指導Ⅵ」の6科目（必修、各2単位）を配置する。「研究指導Ⅰ」では、各自の研究を進める上で必要な専門知識、分析能力を養い、研究分野における先行研究の内容や課題を調査する。「研究指導Ⅱ」では、博士論文として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献の収集、精読、分析視点の導出について修得する。「研究指導Ⅲ」では、研究の全体構想を定め、研究目的、分析方法、理論展開、結論の妥当性を検討する。「研究指導Ⅳ」では、具体的な調査、分析を行い論文の骨格を形成する。「研究指導Ⅴ」では、論文の全体構成の検討を行い中間報告に向けてブラッシュアップする。「研究指導Ⅵ」では、研究の問題意識、分析手法、理論構成、結論の整合性と妥当性の検証を行い博士論文としてまとめ、最終審査で発表を行う。

研究指導科目は、1年目に研究を進める上での基本的な知識と能力を養いテーマを設定した上で、2年目に具体的な調査・分析を実施し、3年目に博士論文として着実にまとめられるように順序立てて設置していることが特色である。

<資料3> 社会科学研究所博士後期課程のカリキュラム概念図

4. 教員組織の編成の考え方および特色

教員組織の編成においては、研究科の教育課程の編成を実現するために、総合政策学専攻で重要と考えられる科目について、教育経験豊富で研究業績もある教員を配置する。学際共通科目である社会科学特論は、各専攻から担当者を配置し、社会科学の先端研究の動向等を網羅的に学べるものとする。教員組織の特色は、専攻科目を担当する教員をその主な専門分野において配置し、それらの教員が学際共通科目の教育も行うことで、研究科の教育課程の編成、各専攻の教育課程の編成を実現していることである。各科目の担当者は関連分野の博士の学位を持つか、関連分野でそれと同等の研究業績を持つ教授、准教授である。

総合政策学専攻の教員組織の編成は、専攻の教育課程の編成を実現するために、国際政策、公共政策、環境政策に関する十分な研究業績があり、これらの政策領域に関する教育経験もしくは実務経験がある教員を配置するという考え方による。

総合政策学専攻の教員編成の特色は、社会科学の多様な学問分野である法学、政治学、

行政学、国際関係論、経済学、経営学等を基礎としつつも、学際的研究志向がある教員、現実の問題や政策課題に対して十分な理解と実践的政策立案を行った経験がある教員を配置して、専攻の教育課程の編成を実現していることである。

総合政策学専攻の研究指導科目は教育課程の中でも特に重要であるので、担当する教員は、国際政策、公共政策、環境政策に関する十分な研究業績があり、かつ研究活動を活発に行っている教員を配置する。教員総数は13名で、教授10名、准教授3名からなる。これらの教員は、各分野で今後の社会的な動向、国際・国内学会での研究成果などを取り入れ、かつ実践能力を養成する教育を行う。教員の年齢構成（2016年4月1日現在）については、60歳代3名、50歳代5名、40歳代4名、30歳代1名となっており、博士の学位を有し教育経験も積み、多くの研究業績を持つ年代の教員によって構成される。

<資料4> 南山大学就業規則（抜粋）

<資料5> 南山大学職員規則（抜粋）

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

5.1 教育の方法について

本学では、2学期制をとり、前期にあたる4月～9月15日までを春学期、後期にあたる9月16日～3月までを秋学期と称する。社会科学研究科の教育課程の編成の考え方に従い、1年次春学期に研究科の教育の基礎となる社会科学研究特論、1年次秋学期以降に総合政策学専攻の専攻科目を履修する。研究指導は、研究指導科目によって、1年次春学期において研究に必要な基礎的な文献を収集させるとともに先行研究を概観させ、1年次秋学期には研究テーマの設定および明確化、文献精読や分析手法の検討を行わせる。2年次春学期に、博士論文の全体的構想を定めるとともに、執筆にも取りかからせる。2年次秋学期には博士論文の進捗を確認しながら、論文内容について指導する。3年次春学期に博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援し、中間報告に向けて指導を行う。3年次の秋学期に最終審査に向けた推敲を指導する。

そのため、1年次春学期に社会科学研究科の基礎となる学際共通科目「社会科学研究特論」を配置し、総合政策学専攻の専攻科目と他専攻の知識や手法と組み合わせた応用的発想の基盤を育む。また、研究指導科目は1年次春学期から半期単位で3年次秋学期まで「研究指導Ⅰ」から「研究指導Ⅳ」までが配置されている。

5.2 研究指導

学生は、希望する研究分野に合わせて指導教員を1名選択し、1年次から指導教員が開講するいずれかの研究指導を履修しなければならない。担当する指導教員は、研究指導のほか、学生が研究を進める上で必要な科目の選択など履修全般にわたる指導を行う。複数指導体制をとるため、副指導教員をおき、副指導教員は指導教員と協力して学生の指導を行う。また、専攻科目の履修選択にあたっては、学生が研究を行おうとする研究テーマに関する専門科目の選択を指導し、専攻での研究の基盤となる広範な知識と技術を身につけさせる。

(1) 研究指導のプロセス

研究指導科目について、1年次春学期は、「研究指導Ⅰ」では研究を進める上で必要な専門知識、分析能力を養い、研究分野における先行研究の内容や課題について指導する。また1年次秋学期の「研究指導Ⅱ」においては、博士論文として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献の収集、精読、分析視点の導出について指導する。2年次春学期には、「研究指導Ⅲ」として、テーマに関する事例研究や調査および論文の全体的構想の組み立て、論文目的、分析手法、理論展開、結論の妥当性について指導する。2年次秋学期には、「研究指導Ⅳ」において、博士論文の進捗を確認しながら、論文内容について指導し、学会報告、学術論文の投稿についても指導する。3年次春学期には、「研究指導Ⅴ」として、博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告に向けて指導を行う。3年次秋学期には、「研究指導Ⅵ」として、博士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、分析手法、理論構成、結論の整合性、妥当性について検討し、指導する。

「研究指導Ⅰ」から「研究指導Ⅵ」を通じて、学生が計画的に研究を進め、論文完成・提出の目標を達成することを容易にするため、次の3つの節目を設ける。まず、1年次生は、「研究指導Ⅰ」において開催される研究計画セミナーにおいて、3年間の研究計画を作成し報告する。報告者は討論を受けて研究計画を修正するものとする。また、2年次生は、「研究指導Ⅳ」において開催される研究進行報告セミナーにおいて、研究の進行状況を前年度に提出した研究計画と対照しつつ報告する。これを踏まえた今後1年間の研究計画、博士論文の構成および執筆計画を参加者の討論に付し、報告者の研究進行の過不足、論文構成等の修正に資するものとする。さらに、3年次生は、「研究指導Ⅵ」において開催される中間報告において研究成果を報告し、指導教員および副指導教員は、研究にさらに付け加えるべき点、また研究の方向性について助言し、これらの助言をもとに、学生は研究内容を修正する。博士論文の審査は、研究科委員会で選出された博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員で構成される学位審査委員会が行う。その際、指導教員は学位審査委員になれるが、審査委員長にはなれない。学位審査委員会は、必要に応じてその研究分野に精通した専門家を調査委員として加えることができる。

<資料6> 修了までのスケジュール

(2) 研究指導および履修指導の方法

研究指導は、担当の指導教員が行い、副指導教員が研究内容について点検と助言を行う複数指導体制を取る。9月修了等の修了時期や修了年限が特別な場合、研究指導の時期について、個別に研究科委員会の承認により定めるものとする。

履修指導は、指導教員と専攻主任が中心となって行う。履修指導は、入学時の履修ガイダンスで行うとともに、指導教員がつねに学生の相談に応じる態勢を維持する。1年次春学期より、指導教員が、学生が履修相談しやすいように配慮する。指導教員は、学生に対して、研究の方法、テーマの設定など研究に必要な指導と助言を与え、副指導教員は適宜、それをサポートする。

指導教員制度は学生生活や教務関係など学生が直面する様々な問題について、教員が学生に助言する制度であり、南山大学で30年以上の実績がある。指導教員には、学位を持ち、かつ研究業績があり、教育にも熱心な教員を配置する。

5.3 学生論文審査体制および学位論文の公表方法等

中間報告の後、学位審査委員会を構成する。学位審査委員会は、研究科委員会で選出された、指導教員および副指導教員を含む、博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員で構成され、学位審査を行う。審査委員会の主査は指導教員以外から選び、また、中間報告および最終審査は公開で行い、審査の透明性と公平性を保証する。学位審査委員会は、必要に応じてその研究分野に精通した専門家を調査委員として加えることができる。審査委員会の教員を含む複数の教員が参加して論文の内容、水準について討議する。論文の可否の原案は審査委員会が作成し、他専攻(経済学専攻および経営学専攻)も加わる研究科委員会で可否を決定する。

さらに各研究科の研究指導科目担当者等からなる大学院委員会において論文の可否が審査される。審査の結果で可となった博士論文は、南山大学機関レポジトリを利用し、インターネット上で公表する。

5.4 研究の倫理審査体制

論文の倫理的な審査は、南山大学に設置されている研究審査委員会で行う。提出されるすべての学位論文は、論文計画書作成段階で社会科学研究科の外部に設置された全学的組織である研究審査委員会において、社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性を判定している。「人を対象とする研究」倫理審査が必要な場合は、事前に倫理申請を行うよう指導教員が指導を行っている。なお、研究審査委員会は、原則毎月1回開催しているが、論文計画書のみを審議するための委員会を別途7月に開催している。

<資料7> 南山大学研究活動上の行動規範

<資料8> 南山大学研究審査規程

<資料9> 南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

5.5 修了要件

修了要件は、学際共通科目は2単位、研究指導科目12単位、専攻科目から2単位以上、合計で16以上の単位を修得し、博士論文審査および最終試験に合格することである。学際共通科目に2単位を充当しているのは、専攻の教育課程の編成の考え方に従い、社会科学の幅広い分野の知見の学習による、発想の柔軟性、想像力、応用力を身につけることを重視しているためである。

入学時にすでに修得していた大学院の単位および入学後、他の大学院もしくは本学の他研究科および他専攻で修得した単位は、教育上有益と認められる場合は、学生からの申請と所定の手続きを経て学際共通科目もしくは専攻科目として認め、修了単位数に含めることができる。

6. 施設、設備等の整備計画

大学院学生が教育研究に従事する施設は、名古屋キャンパスと瀬戸キャンパスに存在し、学部学生と共用する施設と大学院学生専用の施設がある。2016 年度において名古屋キャンパスは経済学専攻と経営学専攻が主に使用し、瀬戸キャンパスは総合政策学専攻が主に使用する。2017 年度からはキャンパスの統合により、開講は名古屋キャンパスのみになる。

(1) 校地、運動場の整備計画

名古屋キャンパスの校地面積は 129,626 m²であり、自然の起伏を活かす形で校舎が配置されている。大学院生向けの厚生施設としては、生活面では食堂、書店、コンビニエンスストア、旅行代理店などがあり、健康増進面では室内温水プール、各種機器を備えたトレーニングルーム、テニスコート 5 面が整備されている。また、学部学生の体育授業や課外活動利用が優先されるが、グラウンド (17,850 m²)、体育館 (アリーナ 1,135 m²)、体育センター (メインアリーナ 1,862.19 m²、多目的ホール 313.70 m²、ラケットボールコート 95.43 m²、卓球場 531.33 m²、剣道場 378.16 m²、柔道場 433.20 m²) の利用も可能である。名古屋キャンパス内にはグリーンエリア (芝生の広場、4,000 m²) や新棟の屋上緑化スペースなどを設け、学生は休息等のため自由に利用できる。

2016 年度に総合政策学専攻が主に使用する瀬戸キャンパスの校地面積は 119,534 m²であり、開設以来最新のマルチメディア環境、バリアフリー、自然環境の調和を志向し、自然の姿を活かす形で校舎が配置されている。大学院生向けの厚生施設としては、生活面では食堂、書店、売店、旅行代理店などがあり、健康増進面では、学部学生の体育授業や課外活動利用が優先されるが、サッカー場 1 面が確保できる多目的グラウンド (9,590.58 m²)、体育館 (957.60 m²)、テニスコート 6 面、卓球場 (247.81 m²)、トレーニングルームなどが整備されている。また、瀬戸キャンパス図書館屋上に芝生広場、校舎内各所にはラウンジや自習室が設けられ、学生の休息や団欒、自学自習などに利用されている。

(2) 校舎等施設の整備計画

教室関連施設としては、キャンパス共用施設を時間割編成時に、登録人数、授業形態や使用するマルチメディア機器などに応じて適切に割り当て、社会科学研究科における教育研究環境は十分に確保する。講義科目で使用する教室は、キャンパス共用施設であり、以下の通り十分な数が整備される。また、2017 年度にキャンパス統合をし、総合政策学専攻が名古屋キャンパスに移転する際には、名古屋キャンパスにキャンパス共用施設である新棟を建設し、教育研究環境を確保する。

名古屋キャンパス（2016年度まで）

教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数
1～10名	2	11～20名	13	21～30名	26	31～40名	50
41～50名	23	51～100名	71	101～200名	24	201～300名	7
301～500名	4	501名以上	2				

瀬戸キャンパス（2016年度まで）

教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数
1～20名	1	21～30名	14	31～40名	16	41～50名	4
51～100名	20	101～200名	9	201～300名	2	301～400名	2

名古屋キャンパス（2017年度から）

教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数
1～10名	2	11～20名	13	21～30名	47	31～40名	68
41～50名	23	51～100名	81	101～200名	28	201～300名	7
301～500名	4	501名以上	2				

(3) 研究室

社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程で講義・研究指導を行う専任教員には個人研究室が用意されている。また、社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程の学生用に共同研究室を用意する。大学院学生研究室には、個々に研究を行うためのスペースを提供し、情報コンセントが配置され随時ネットワークに接続することが可能となっている。

＜資料 11＞研究室の見取図

(4) 図書等の資料および図書館

社会科学研究科における教育研究に必要な資料は、主に図書館に所蔵されている。図書館は名古屋・瀬戸どちらのキャンパスも設けられており、当該分野に関係する図書 67,453 冊、Journal of environmental economics and management や World Politics など当該分野を含む学術雑誌 3,742 種が収容されているほか、4,502 の電子ジャーナルやデジタルデータベースの利用が可能である。館内には、閲覧席として1,224 席（名古屋キャンパス 831 席、瀬戸キャンパス 393 席）を備える他、レファレンスカウンター、複写機器、情報検索のための端末、マルチメディア資料を閲覧できる機器を配置しており、2 キャンパスの図書館において予約・取り寄せ機能により資料を自由に利用できるほか、キャンパス間シャトルバスを運航し、直接利用の便宜も図っている。また、授業終了後も利用できるように、名古屋キャンパス図書館については平日午後 10 時、土曜日午後 8 時まで開館している。また授業・試験期間中の日曜日については、午前 10 時から午後 5 時まで開館し、学生の勉学の便宜を図っている。瀬戸キャンパス図書館は平日午後 9 時、土曜日午後 7 時まで開館し、日曜日は午前 10 時から午後 5 時まで開館し、学生の教育研究に支障がないよう配慮している。

図書館間協力も積極的に行っており、近隣大学図書館等との相互利用をはじめ、国立

情報学研究所をはじめ、OCLC 等海外との相互文献貸借、文献複写のサービスを利用可能である。今後も当該分野に関する資料の系統的収集に努める他、電子ジャーナルやデジタルデータベースの導入・利用を推進している。

7. 既設の学部や研究科博士前期課程との関係

総合政策学部では文明論に基づく政策学を基盤として、公共政策、国際政策としての国際組織と国際経済及び地域研究、環境政策の各分野それぞれに科目を配置している。文明論分野では文明論概論、地域文明論、公共政策分野では財政学、公共政策論、地方財政政策論、労働経済論、国際組織分野では、国際組織論、非営利組織論、経済援助論、国際経済分野では、国際開発論、国際貿易論、国際金融論、環境政策分野では地球環境論、環境経済学、都市環境論、環境行政論などを配置している。総合政策学専攻博士前期課程では、これらの分野ごとに更に専門性を高めた科目を配置しており、総合政策学としての総合性と専門性を担保している。さらに、総合政策学部、総合政策学専攻博士前期課程で整合しているこれらの政策分野ごとに、より高度な知識を修得するための科目として、各分野に文明研究、公共政策研究、国際組織研究、国際経済研究、地域研究、環境政策研究が配置されている。社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程は、総合政策学部および社会科学研究科総合政策学専攻博士前期課程を基礎とした研究科博士後期課程である。カリキュラムは学部と大学院とは独立しているものの各政策分野を網羅した関係となっている。また、博士後期課程の講義の内容は、博士前期課程で学んだことの発展となっている。

<資料 12> 既設の学部や研究科博士前期課程との関係

8. 入学者選抜の概要

入学者の選抜は、専攻で実施する。総合政策学の基礎的な学力を持ち、社会科学全般の幅広い専門知識を有し、社会に貢献する意志のある学生を受け入れる。そのために以下のような入学者選抜を実施する。一般入学試験の試験科目は、筆記試験と口述試問とし、十分な学力の有無と進学の意志を確認する。

【博士後期課程】(総合政策学専攻)

入学定員：3名 収容定員：9名

種別	試験の内容	対象
一般入学試験	筆記試験+口述試問	修士の学位または専門職学位を有する者および当該年度に取得見込みの者等
社会人入学審査	研究計画書+書類審査+口述試問	修士の学位または専門職学位を有する者および当該年度に取得見込みの者等であり、かつ、2年以上の実務経験を有する者
国外在住者入学審査	書類審査	国外に在住する者で、修士の学位または専門職学位を有する者等
南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学審査	書類審査	南山大学外国人留学生別科に在籍していた者等のうち推薦を得た者

社会人受け入れに際しては、2年以上の実務経験を有し、かつ大学院博士前期課程または専門職大学院を修了した者に受験資格を与え、研究計画書、書類審査、口述試問で十分な学力の有無とその適性を審査する。社会人は多様な経歴を持つことが想定されるので、専門的な学力とともに、それらの多様な経歴も評価の対象とする。例えば、政策決定に携わったなどの経歴は高く評価する。

なお、社会人はその勤務上の制約から、まず科目等履修生、もしくは研修生として大学での講義や研究活動に携わりたいと考える者も多い。そのような社会人に対しては、面接でその適性を確認した上で、研究員、科目等履修生、もしくは研修生として受け入れる。

<資料2> 社会科学研究科経済学専攻博士後期課程3つのポリシー

9. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

20世紀末から顕著になった世界的な構造的転換が、21世紀に入ってますます急激に進展している。その主要な側面は、情報通信技術の発展と普及による世界経済の一体化（グローバル化）と競争の激化である。グローバル化の趨勢は、今後ますます加速するものと予想され、国や地域の政治、行政、経済、社会等のシステムに構造的変革を迫っている。こうした状況に対応するために、新たな領域・方向性の能力をもった人材を確保することは、産業界にとって急務であり、社会科学研究科総合政策学専攻は、企業や公官庁等で政策立案に従事する人材に就学の機会を与えることで、産業界ならびに公官庁等からの要請に応える。

前身となる総合政策研究科では、社会人が大学院で新たな知識や技術を身につけ、より高度なレベルで社会に貢献することは、わが国の発展のために必須であるとの認識に立ち、継続的に社会人を受け入れ、有能な人材の養成に努めてきた。また、多様な開発経験を持つ社会人と、大学院博士前期課程を修了して大学院博士後期課程に進学してきた学生がともに学ぶことは双方にとって有用な経験となり、大学院全体の活性化にもつながってきた。

社会科学研究科総合政策学専攻では、これまでの総合政策研究科での社会人教育を継続し、産業界ならびに公官庁等からの要請に応える。とくに、社会科学研究科総合政策学専攻が重視する総合政策学を幅広く学ばせることで、産業の現場や公官庁の業務で培った技術の整理・再定義をする能力を涵養し、21世紀の人類が直面する諸問題について、広い視野と専門知識をもち、政策立案にリーダーシップを発揮し、産業界、官公庁等を牽引する人材を養成する。なお、対象となる社会人は「2年以上の実務経験を有する者」と定義し、入学定員は一般入試による入学者を含めて3名であり、入学者選抜は、研究計画書、書類審査及び口述試問による。

以上の通り、産業界、公官庁からの要請に応え、職業を有する社会人学生の履修上の便宜を図るために、大学院設置基準第14条に規定する教育方法の特例の規程を適用する。

9.1 修業年限

社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程の標準修業年限は3年を原則とするが、社会人学生については、各自の実情に応じて柔軟に考える。すでに学術雑誌に論文が掲載さ

れているなど、とくに優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。

9.2 履修指導および研究指導の方法

社会科学を研究するために必要なスキル・手法に関する学際共通科目である社会科学研究特論を学ばせるとともに、先進国および新興国・途上国における政策決定の主体が複雑化していく状況に柔軟に対応する能力を高めるため、個々の学生ニーズに合わせた専攻科目を配置し、きめ細かい科目履修ガイダンスおよび研究指導を1年次から所属する研究室の指導教員および副指導教員を中心に実施する。とくに、社会人学生とのコミュニケーションはインターネットなどを通じて密に行うことで学生からの履修上や研究上の相談にきめ細かく対応する。

9.3 授業の実施方法

多様な学生に対応するため、さらには授業が名古屋キャンパスまたは瀬戸キャンパスで開講されるため、昼間だけではなく、学生の利便性を考えて夜間や土曜日にも開講し、社会人の就業状況に合わせて柔軟に時間割を設定する。

9.4 教員の負担の程度

社会科学研究科総合政策学専攻の専任教員はすべて学部と兼務するため、既設の学部と授業担当時間数の調整を行い、社会科学研究科と既設の学部の講義負担とあわせて半期28時間（7科目14単位）程度とし、過度の負担にならないよう配慮する。

9.5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

窓口事務については、通常の窓口（平日午前9時～午後5時）のほか、時間外窓口（平日午後5時～午後10時10分、土曜日午前9時～午後5時）を設けており、社会人学生に対応できるよう事務取次ぎを行っている。名古屋キャンパス図書館については平日午後10時、土曜日午後8時まで開館し、瀬戸キャンパス図書館については平日午後9時、土曜日午後7時まで開館しており、社会人学生も利用することができる。授業・試験期間中の日曜日については、名古屋キャンパス図書館、瀬戸キャンパス図書館のいずれも午前10時から午後5時まで開館し、社会人学生の教育研究に支障がないよう配慮している。また、コンピュータを設置した教室や自習室がある情報センターについては平日午後8時30分まで開館し、土曜日も午前9時から午後5時まで開館しているため、社会人学生も利用することができる。厚生施設については、食堂、書店、コンビニエンスストアなどがあり、一部を除いて土曜日も営業するほか、コンビニエンスストアについては平日・土曜日どちらも午後8時まで営業しており、社会人学生に配慮した営業時間となっている。

9.6 必要とされる分野であること

国内・国際情勢が大転換期にある今日において、国内的・国際的な政策問題について高度な専門知識をもつ人材の養成は、政府・行政機関、企業を問わず重要な課題であり、博士後期課程における社会人教育の必要性は高いと言える。また、わが国は、政策研究において欧米先進諸国に後れをとっており、研究組織としての博士後期課程の増強が必要である。国際水準に肩を並べるためにも、今後ますます複雑化する政策問題の発見と分析、それに対応する政策形成・実施・評価に専門的な情報を提供するためにも、博士前期・後期課程を通じた政策研究を積み上げる必要がある。とくに中部圏では、政策関連分野の大学院が少ないため、この分野の専門知識に加えて、地域特有の問題にも精通した人材養成の必要性は、他の地域にも増して大きいし、また、政策研究の拠点として、シンクタンクの役割を担い、研究成果を地域に還元するためにも、博士後期課程を設置する必要がある。

9.7 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

大学院を専ら担当する専任教員はいないが、担当教員は全員が博士号をもち、博士前期課程での十分な研究指導経験があり、活発に研究活動を行っている教員と、各分野の最先端で研究活動を行っている若手教員からなる。また指導教員と副指導教員の2名からなる複数指導体制をとるため、博士後期課程の学生を教育するのに十分な組織体制が整備されている。

10. 2つ以上の校地において教育を行う場合の配慮について

本研究科の専任教員は、名古屋キャンパスと瀬戸キャンパスに配置されているが、名古屋キャンパスは、瀬戸キャンパスから大学が運行するシャトルバスを利用して約60分で移動でき、大学院を担当する教員の移動等を考慮しても研究・教育上支障のない距離である。名古屋キャンパスは経済学専攻と経営学専攻が主に授業を行い、瀬戸キャンパスは総合政策学専攻が主に授業を行う。なお、名古屋キャンパスでは、6限(18:40~20:10)7限(20:20~21:50)に開講し、社会人に対応する。瀬戸、名古屋の両キャンパスとも、充実した学生支援体制を整備している。学生は、社会人、一般学生を問わず、両キャンパスのサービスをすべて利用できる。

瀬戸、名古屋の両キャンパスとも、充実した施設設備を整備しており、名古屋キャンパスでの講義の開講、研究指導は、瀬戸キャンパスと同じ環境の教室にて行う。

2017年度から瀬戸キャンパスの学部および研究科は、名古屋キャンパスに移転する予定である。瀬戸キャンパスの移転計画についてはすでに学内外に公表しており、具体的な移転計画が策定されている。したがって、2017年度以降、校地は1つとなる予定である。

11. 管理運営

社会科学研究科の管理運営は、大学院学則に基づき設置される社会科学研究科委員会による。研究科委員会は社会科学研究科委員会規程に基づき、本研究科の博士前期課程および博士後期課程の研究指導担当で構成される。講義担当者はオブザーバーとして研究科委員会に参加できる。研究科委員会は少なくとも毎月1回開催し、在学生の身分に関する

問題、教務関係、教員人事、入学審査関係の諸問題、研究科の将来構想などについて審議し、研究科としての意思決定を行う。研究科の自治を尊重しつつ、学長のリーダーシップによる全学的な大学の方針にも沿った方向で運営が行われている。

総合政策学専攻の管理運営は、必要に応じて開催される専攻会議による。専攻会議では、専攻個別の問題について、専攻で研究指導、講義を担当する教員全員によって意思決定を行う。

大学院学則に基づき、研究科間の連絡調整や諸規程の制定改廃などを審議する大学院委員会が設置されているほか、時間割編成や履修登録、試験の実施など大学院全体の教務に関する事項を円滑に実施するための大学院教務委員会が設置されており、各研究科委員会との緊密な連携のもとに運営がなされている。

研究科委員会において管理運営の中心を担う研究科長は、社会科学研究科長候補者選挙規程に基づき、研究科委員会構成員の選挙（単記無記名投票）によって候補者が決定される。選出された研究科長候補者は、大学評議会を経て、学園理事会において最終的に研究科長として決定される。

<資料 13> 南山大学大学院社会科学研究科委員会規程

12. 自己点検・評価

南山大学では、1991 年度に全学機関として、教学担当副学長を委員長とする「南山大学自己点検・評価委員会」を設置して以来、組織的・継続的に自己点検・評価を実施している。委員会委員である学部長・研究科長等は、それぞれ所管する部局（学部、研究科、研究センター等）において毎年自己点検・評価を実施し、その結果を報告書にまとめている。そこでは、研究教育の面で優れている点や欠点を指摘し、欠点に関しては、その改善点を記述している。改組前の総合政策研究科でも、この自己点検・評価報告書にしたがって、毎年改善を行ってきている。

今後、社会科学研究科総合政策学博士後期課程でも同様の方法で自己点検評価を行うとともに、教育面での改善を期末の講義の中のアンケート調査を利用して行っていく。

13. 情報の公表

社会科学研究科や大学全体に関わる情報は大学の公式 Web ページ (<http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/index.html>) や大学案内等の出版物、大学院説明会などの大学行事や各種の広報活動、高校訪問などの機会を通じて受験生や広く社会一般に公開しており、社会科学研究科でもこれを継続する。

情報提供の中心である公式 Web ページを利用して具体的に提供している教育研究活動の状況に関する情報には、以下のようなものがある。

①大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/rinen/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/koho/catholic/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/torikumi/grand/index.html>

②教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Dept/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/index.html>

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/kenkyu/ic/index.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/shokuin.html#01>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kyoin.html>

<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>

④入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Dept/policy.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/zaiseki.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/gakui.html>

http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/CAREER/siryou/syusyoku_2011.html

⑤授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること

http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/KYOUNU/INFO/kyomu_index_nagoya.htm

http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/KYOUNU/INFO/kyomu_rishu.htm

⑥学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/pdf/d1010.pdf>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/pdf/d1020.pdf>

⑦校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/GAKUSEI/kagai/index.html>

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/admission/campuslife/gakuhi.html>

⑨大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/CAREER/index.html>

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/GAKUSEI/index.html#hokenshitu>

⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告

書，認証評価の結果 等)

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/index.html>

14. 教員の資質の維持向上の方策（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

FD 活動は、従来自己点検・評価委員会の活動の一部として実施してきたが、FD 活動の重要性に鑑み、2005 年度より南山大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会を新たに設置し、建学の理念に基づく教育活動の質的向上を目指している。そして、2008 年 4 月の大学設置基準の改正による FD の義務化「教育力向上のための必要な措置」としての「授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究の実施」を受けて、ますます活発な活動と、教員の専門分野や担当科目の性質に合致した、学部・学科等独自の取り組みへの働きかけを強めているところである。

講演会や研修会以外に FD 委員会が全学的に継続的に実施している取り組みとしては、「学生による授業評価」(1999 年度～) や、事前アンケートにより見学を了承した教員の授業を参観する「日常的授業参観」(2003 年度～) がある。また、FD 活動に関する情報を広く教員に提供するため、FD 活動に関する Web ページを開設し、委員会や学部・学科の取り組みを紹介するとともに、教育活動支援情報として、学内外で開催される FD 関連の研究会や研修会、教育力の向上に役立つ書籍や視聴覚資料、学内授業 GP の授業研究会の記録などを紹介している。あわせて図書館(名古屋・瀬戸キャンパスとも)に FD 関連指定図書コーナーを設置し、Web ページで紹介した資料をすぐに閲覧できる体制を整備している。

前身となる総合政策研究科では、期末アンケートの結果をもとに授業の改善を図っている。教員には明確な学修目標の提示と、学修目標に沿った講義を展開することを求めている。FD 活動としては、学部内の FD 委員が実施する講演会や毎年度、期末アンケートで指摘された講義の内容等について学部の全教員に対して学生からの意見をフィードバックする機会をとり、教員の資質の維持向上を図っている。社会科学研究科総合政策学専攻でもこれを継続する。

教員の講義負担は総合政策学専攻での講義・研究指導と、基礎となる学部である総合政策学部での講義・演習を合わせて、半期 2 時間を 2 単位として、平均して半期 14 単位程度である。瀬戸キャンパスにある総合政策研究科では、社会人に対する講義を名古屋キャンパスで開講している。開講場所は、大学が運行するシャトルバスを利用して約 60 分で移動できる。担当者の移動負担は、少なからず存在するので研究科として、教員の講義負担が過度にならないように配慮を行う。これは、講義の質の低下を防ぎ、また、教員の研究活動に支障が出ないようにするためである。

研究活動の活性化は、講義内容の充実に不可欠との考えから、教員の留学制度、研究休暇制度、短期海外出張制度を利用して、教員の研究活動を活性化している。研究科の教員のうち、毎年数人の教員が留学している。研究休暇制度は申請すれば、毎年度 1 名が利用できる。

資料目次

資料No.	資料名
資料 1	社会科学研究科博士後期課程の概念図
資料 2	社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程 3 つのポリシー
資料 3	社会科学研究科博士後期課程のカリキュラム概念図
資料 4	南山大学就業規則（抜粋）
資料 5	南山大学職員規則（抜粋）
資料 6	修了までのスケジュール
資料 7	南山大学研究活動上の行動規範
資料 8	南山大学研究審査規程
資料 9	南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン
資料 10	履修モデル
資料 11	研究室の見取図
資料 12	既設の学部や研究科博士前期課程との関係
資料 13	南山大学大学院社会科学研究科委員会規程

南山大学
社会科学研究所
(博士後期課程)

社会科学を基礎とし広い視野で俯瞰的な見地から問題を解明・分析すると共に、専門的で高度な分析能力を持った研究者、専門職業人

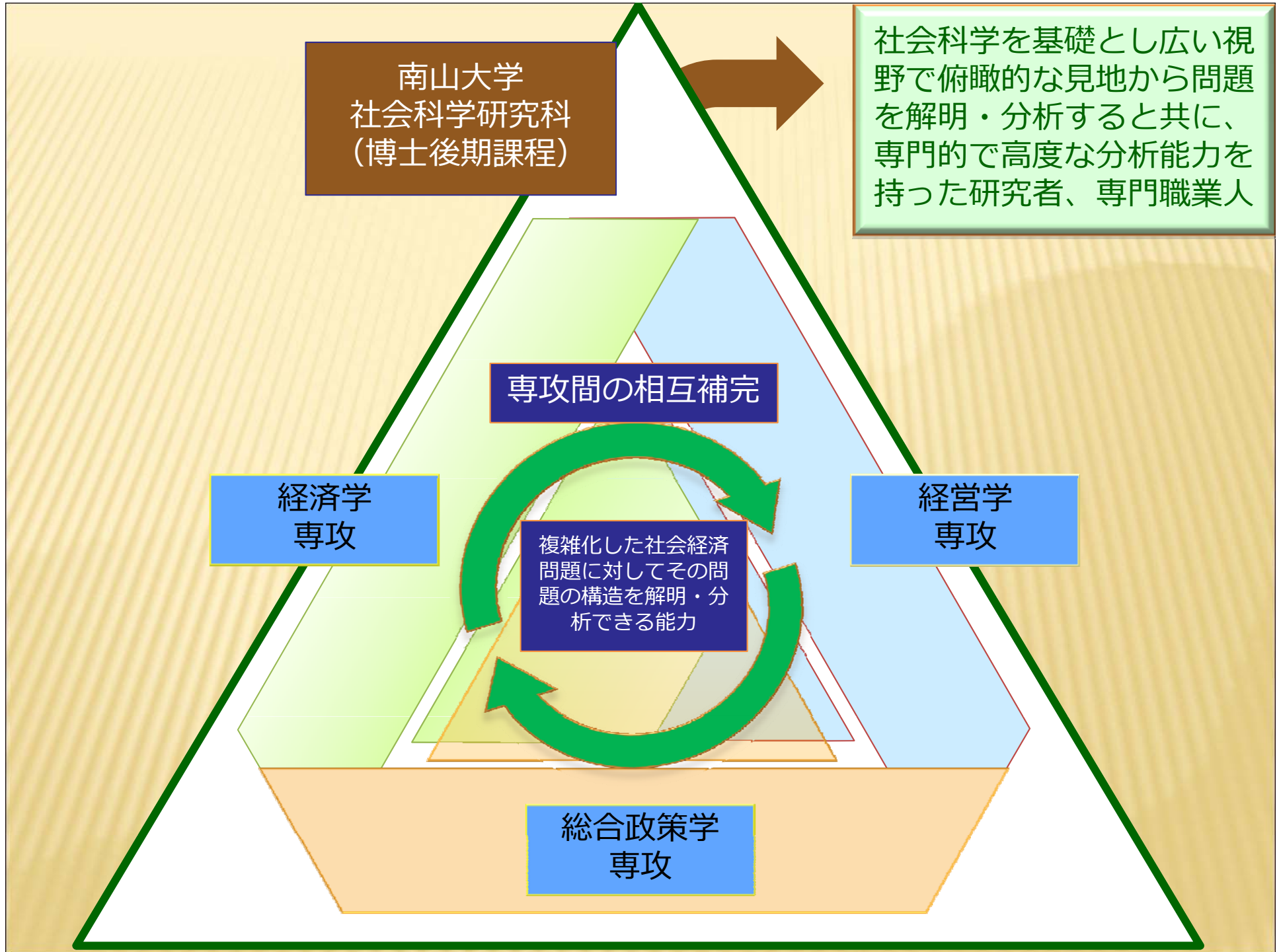
専攻間の相互補完

経済学
専攻

経営学
専攻

複雑化した社会経済問題に対してその問題の構造を解明・分析できる能力

総合政策学
専攻



＜資料 2＞社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程 3 つのポリシー

総合政策学専攻

ディプロマ・ポリシー

総合政策学専攻では、博士後期課程に所定の期間在籍して所定の科目 16 単位以上を修得し、博士論文の中間報告を行い、最終試験に合格して以下の能力を身につけた者に対して学位を授与します。

- ・社会科学の複合的学問を基に、複雑化した問題を多角的に分析できる能力、合理的で実現可能な政策立案ができる能力
- ・国際的感覚と多様な文化およびその背景を理解し、企業や政府関係機関で人材育成・指導ができる能力

カリキュラム・ポリシー

総合政策学専攻では、総合政策学の高度な専門教育を行うと同時に、総合政策学の専門知識を幅広くかつ柔軟に活用し、様々な領域で社会貢献が目指せるように、「学際共通科目」、「専攻科目」の科目群が設置されています。興味のある分野の研究を深化させるとともに、社会科学全般についても広く、基礎から応用へ段階に沿って知識が習得できます。また、「研究指導科目」では、博士論文のテーマに関する分析能力を身につけることができます。

【コースワーク】

学際共通科目は社会科学の諸分野における最新の研究論文を紹介し、それらの研究成果に関する理解を深めるものであり、「社会科学研究特論」2 単位を修得しなければなりません。また、「専攻科目」から 2 単位以上を修得する必要があります。

専攻科目としては、幅広い政策分野に対応するため「総合政策特殊研究（地域研究）」、「総合政策特殊研究（文明研究）」、「総合政策特殊研究（公共政策研究）」、「総合政策特殊研究（国際組織研究）」、「総合政策特殊研究（国際経済研究）」、「総合政策特殊研究（環境政策研究）」などの科目を配置しています。

社会科学の諸分野の方法論と最新の知見を横断的に学ぶ学際共通科目と、専攻ごとの高度な専門的知識を修得する専門科目を履修することにより、専門的な理論的考察能力や高度なデータ分析力を身につけることができます。

【研究指導】

研究指導科目では、特定の問題領域およびこれを解決するための政策に関する高度に専門的な研究を行うため、1 年次「研究指導Ⅰ、Ⅱ」、2 年次「研究指導Ⅲ、Ⅳ」、3 年次「研究指導Ⅴ、Ⅵ」が必修となっています。

1 年目に研究を進める上での基本的な知識と能力を養いテーマを設定した上で、2 年目に

具合的な調査・分析を実施し、3年目に博士論文として完成させます。

博士論文の作成にあたっては、最終学期に公開の中間報告を行います。その後、中間報告を受けての審査委員会によるコメント内容を参考に、指導教員のもとで論文の完成が求められます。

アドミッション・ポリシー

総合政策学専攻では、総合政策学の研究を通じて各分野での社会貢献を目指し、現実が生じている様々な問題に対して、その問題解決策を探求しつつ積極的に議論に加わりディスカッションのできる人、かつ、本学のモットーである「人間の尊厳のために」を体現した専門職業人や総合政策学研究者を志す志願者を求めています。

求められる基礎能力は、現実の政策課題に対して解決策を迫りしよとする探究心、論理的な考察力および基本的文献の読解力です。

総合政策学専攻では、総合政策学の博士前期課程を修了した学生のみならず、他の専門分野の学部・大学院で学んだ学生や、実務経験を有する社会人、さらには外国人にも、広く入学の機会が開かれています。特に、社会人入学審査を実施し、実務経験を有する社会人を積極的に受け入れます。

南山大学
社会科学部
社会科学部
(博士後期課程)

理論経済学

実証経済学

国際経済学

経済学
専攻

経済政策

研究指導I~VI

地域経済社会論

地域研究

文明研究

公共政策研究

総合政策学
専攻

研究指導I~VI

【学際共通科目】
社会科学部研究特論

経営学特殊研究
(企業経営研究)

経営学特殊研究
(マーケティング研究)

経営学特殊研究
(会計研究)

経営学
専攻

経営学特殊研究
(会計研究)

研究指導I~VI

経営学特殊研究
(オペレーションズ・マネジメント研究)

国際組織研究

国際経済研究

環境政策研究

南山大学就業規則

（教員の定年に関する規定の抜粋）

（省 略）

第5節 定 年

第25条 職員の定年を次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------|
| 1 教 育 職 員 | 満65歳 |
| 2 事 務 職 員 等 | |
| (1) 主任以上の職能にある者 | 満65歳 |
| (2) (1)以外の職能にある者 | 満60歳 |
| (3) 削 除 | |

② 前項第2号(1)の定めにかかわらず、満60歳に達する以前に、降格処分を受けた後、前職能に復帰しなかった事務職員等の定年については、満60歳とする。ただし、降格処分を受けた後、降格後の職能に相当する職階上の役職にある者で、勤務成績が良好である場合は、事務職員等人事委員会の議を経て、満65歳を定年とすることができる。

③ 満60歳を過ぎて降格処分を受けた場合は、降格した年度末を定年とする。

第25条の2 第25条第1項第2号(2)および第25条第2項による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、別途労使間で締結した「60歳定年後の再雇用制度における選定基準等に関する労使協定」の選定基準および「60歳定年後の再雇用制度に関する規程」により満65歳に達した年度末までの間、1年契約の更新制として定年に引き続き再雇用する。

第26条 業務の都合で第25条第1項各号の年齢を超える者を教育職員または事務職員として採用する場合の取扱いについては、「南山大学職員規則」の定めるところによる。

（省 略）

南山大学職員規則

（教員の定年に関する規定の抜粋）

（省 略）

第3章 採 用

（省 略）

第13条 「南山大学就業規則」第25条に定める本学定年退職者を、教育職員または事務職員として再採用することができる。ただし、その任期は、満68歳に達する年の学年度末を限度とし、とくに必要のある場合も、満70歳に達する年の学年度末を限度とする。

② 他大学定年退職者および本学定年年齢を超えた者の新採用についても、前項但書の規定を準用する。

③ 事務職員等の60歳定年後の再雇用制度については、「60歳定年後の再雇用制度に関する規程」の定めるところによる。

（省 略）

附 則

1 本則第13条但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、満70歳を超えてその任期を定めることができる。

（省 略）

<資料6> 社会科学部における修了までのスケジュール表（総合政策学専攻博士後期課程）

		履修・学習プロセス	研究指導要項
1 年 次	4月	<u>研究の基礎固め</u> ・ 研究指導教員の選択 ・ 学際共通科目（社会科学研究特論）の履修 ・ 研究指導Ⅰの履修	・ 研究目的や計画についてのオリエンテーションを実施 ・ 指導教員が履修すべき科目を履修指導 ・ 研究指導計画の作成 ・ 研究指導Ⅰで、研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を養い、研究分野における先行研究の内容や課題について指導 ・ 研究計画セミナーにおいて報告される3年間の研究計画について複数教員より指導。
	6月	・ 副指導教員の決定	
	7月	・ 研究計画セミナーの実施	
		<u>専門分野のための科目履修</u>	
	9月	・ 専攻科目の履修 ・ 研究指導Ⅱの履修	
2 年 次	4月	<u>研究の継続</u> ・ 研究指導Ⅲの履修	・ 研究指導Ⅲで博士論文の全体的構想を定める。また、論文目的、分析手法、理論展開、結論の妥当性について指導する。 ・ 研究計画の見直し ・ 研究指導Ⅳにより、博士論文の進捗を確認しながら、論文内容について指導する。また適宜、学会報告、学術論文の投稿についても指導する。 ・ 研究進行報告セミナーにおいて研究計画、博士論文の構成等について指導する。
	6月		
	9月	・ 研究指導Ⅳの履修	
	12月	・ 研究進行報告セミナーの実施	
3 年 次	4月	<u>研究の継続・博士論文作成</u> ・ 研究指導Ⅴの履修	・ 研究指導Ⅴにより、博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告に向けて指導を行う。 ・ 研究指導Ⅵにより、博士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、分析手法、理論構成、結論の整合性、妥当性について検討し、指導する。 ・ 博士論文の内容について報告し、複数の審査委員が助言する。それに基づき研究内容を修正。 ・ 複数の審査委員により博士論文成果、発表内容を審査
	6月	・ 研究計画書提出	
	9月	・ 研究指導Ⅵの履修	
	10月	・ 中間報告の実施	
	1月	・ 博士論文提出	
	2月	・ 博士論文最終審査	
	3月	・ 修了	

南山大学研究活動上の行動規範

(目的)

第1条 南山大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において学術研究に携わる者（以下「研究者」という。）およびそれを支援する事務職員等（以下「研究支援者」という。）の研究活動上の基本的な行動規範を定める。

(定義)

第2条 この規範において「研究者」とは、本学の専任職員のほか、本学で研究活動に従事する者をいう。学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に含まれるものとする。

② この規範において「研究支援者」とは、本学の公的研究費管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

(基本理念)

第3条 研究者および研究支援者は、次の各号の実現をその研究活動の基本におこななければならない。

- 1 人類の知的基盤、健康および福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施とその支援
- 2 生命と人間の尊厳および人権の尊重
- 3 科学的または社会的利益に対する個人の人権保障の優先
- 4 個人情報保護の徹底
- 5 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- 6 捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用その他の研究上の不正行為の防止
- 7 法令、本学の諸規程および学会等において認められた研究に関わる規範の遵守

(人を対象とする研究)

第4条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて行う人を対象とした研究については、「南山大学『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」に定める手続に従って、当該の対象となる個人等から明確な同意を得て、研究を行わなければならない。

(研究審査委員会)

第5条 研究者は、本学の規程等により研究審査委員会の審査を受けなければならない研究を実施しようとする場合は、当該研究についてその審査を受けなければならない。

② 前項のほか、法令または当該分野の学会等の規程において、研究の実施に先立って審査を受けるものとされている場合には、その審査を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守し、研究の必要上、個人情報を使用または保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(捏造、改ざんおよび盗用の防止)

第7条 研究者は、いかなる場合にも、研究活動に関する次の各号の不正行為を行ってはならない。

- 1 捏造（存在しないデータの作成）
- 2 改ざん（データの変造、偽造）
- 3 盗用（他人のデータや研究成果、著作物等を適切な引用なしで使用）

② 研究者は、前項に規定する不正行為が、自らの指導のもとにある研究者、研究活動に関与する研究補助者、研究協力者、学生等（以下「指導下にある研究者等」という。）によって行なわれることのないよう適切な措置を講じなければならない。

③ 研究者は、第1項に規定する不正行為を行なっていないことを証明するために、必要な資料、データおよび研究実施経過に関する記録（実験ノート等）を、適切な期間保管しなければならない。

（研究費の不正使用の防止）

第8条 研究者は、研究費の使用に当たって、法令および本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するように努めなければならない。

② 研究者および研究支援者は、研究費の源泉が、国・地方公共団体からの運営交付金、補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費および寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

（不正行為を知り得た時の対応）

第9条 研究者および研究支援者が、不正行為のあることを知り得た時は、適切な手続を経て、すみやかに全てこれを明らかにしなければならない。

（研究成果の適切な発表）

第10条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するように努めなければならない。

② 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

（利益相反）

第11条 研究者は、自らの研究行動に当たって、公共性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行う等適切なマネジメントを行なわなければならない。

（公正な審査）

第12条 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査または学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行なうことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行なわなければならない。

② 前項の審査を行なった研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。

（指導下にある研究者等への配慮）

第13条 研究者は、研究活動の遂行に当たって、指導下にある研究者等の利益に常に配慮するように努めなければならない。また、ハラスメント行為を行なうことはもとより、指導下にある研究者等の弱い立場を利用して研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を、一切行ってはならない。

（安全管理）

第14条 研究者は、実験等に用いる機器、装置および薬品等が、研究に従事する者はもとより、その他の本学構成員および学外者にいかなる危険もおよぼすことのないよう、その安全管理に

万全を尽くさなければならない。

② 研究で用いた廃液、薬品および材料等は、法令および本学の諸規程を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究支援者の役割)

第15条 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。

② 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、公的研究費管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。

(規範の改廃)

第16条 この規範の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規範は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規範の改正は、2015年4月1日から施行する。

南山大学研究審査規程

(目 的)

第1条 この規程は、南山大学の建学の理念に則り、本学構成員が行う研究活動について、その倫理的、社会的責任を全うするために制定し、適正な研究の推進に資することを目的とする。

(組 織)

第2条 本学構成員が行う研究の審査について、南山大学研究審査委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1 学長の指名する教育職員 若干名
- 2 教育・研究事務部長
- 3 教育・研究支援事務室長

② 本委員会の委員長は、学長が指名する者とする。

③ 委員長は、必要に応じて、審査内容に専門的学識を有する教育職員をオブザーバーに指名し、委員会への出席を要請することができる。

④ 研究審査の簡略化を目的として、委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行うことができる。

(管掌事項)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を管掌する。

- 1 本学構成員が行う研究のうち別表第1に定める規程等の適用を受ける研究（研究指導を含む。）の実施および成果の公開について、関係法令等（指針も含む。）および社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性ならびに実施の可否を判定すること
- 2 その他研究審査に関する学長の諮問事項

(議事の運営)

第4条 本委員会の招集は、必要に応じて、委員長がこれを行い、委員長は、議長として議事の進行に当たる。

② 委員長は、議事録を作成し、これを保管する。

第5条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

(専門委員会)

第6条 本委員会の下に、必要に応じて利益相反マネジメント専門委員会を置くことができる。

(事 務)

第7条 本委員会の事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2006年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2014年1月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

別 表 第1

- 1 南山大学奨学寄附金規程
- 2 南山大学受託研究規程
- 3 南山大学学外共同研究規程
- 4 南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン
- 5 南山大学学位規程第4条第3項または第5条第2項第2号
- 6 南山大学機関リポジトリ運用規程

南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、本学の内外で行う、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下「人を対象とする研究」という。）を行うすべての者（以下、「研究者」という。）の行動、態度の倫理的ガイドラインを示し、その研究計画等の審査に関する事項を定める。

2. 研究の基本

人を対象とする研究を行う者は、南山大学の建学の理念に則り、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、科学のおよび社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- (1) 人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等および「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守しなければならない。
- (2) 研究の実施に際しては、対象者の人権の尊重が最も重要であり、科学のおよび社会的利益よりも優先しなければならない。
- (3) 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならない。
- (4) 研究および研究に関連する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な教育、訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。

3. 定義

このガイドラインにおいて、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報およびデータや、人ならびに人由来の材料およびデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- (1) 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（「南山大学個人情報保護に関する規程第2条」）。

4. 研究者の説明責任

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明しなければならない。

研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

5. インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得なければならない。

- (1) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱および発表の方法などに関わる事

項を含むものとする。

- (2) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- (3) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わりうる者からの同意を得なければならない。
- (4) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、同意については必ず文書でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。
- (5) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。
- (6) 研究者は、研究活動が終了した後は、収集・採取した個人の情報、データ等を直ちに廃棄しなければならない。ただし、第2項に基づく開示を求められることが予想される場合、氏名を特定しうる個人の情報、データ等については5年間保存しなければならない。
- (7) 研究者は、研究終了後も情報、データ等を活用する場合は、委員会の審議を経て、提供者に対して説明し、同意を得なければならない。

6. 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

研究者は、提供者から要求があった場合は、研究目的などを提供者に直接説明しなければならない。

7. 授業等における収集・採取

教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得なければならない。

教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

8. 研究計画等の審査

本学において、人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査は、研究（申請）者からの事前の申請書（様式1）、研究計画書およびその他の添付資料に基づき、南山大学研究審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行うものとする。審査に当たっては、南山大学研究審査規程第2条第4項に基づき、研究内容の重要性に応じて、迅速審査または本審査にて行うものとする。通常は委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行い、申請者に通知し委員会に報告する。迅速審査として審査できない重要な内容は、本審査として委員会審議を行う。ただし、倫理的に大きな問題はないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくても差し支えないものとする。

- (1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究
- (2) 資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究
- (3) 自治体等から研修のため派遣された者が、自らの担当業務に係わる資料のみを使用し、本学において個人が匿名化されている情報のみを用いる研究

9. 事務

このガイドラインに関する事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室の担当とする。

10. 改廃

このガイドラインの改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得な

なければならない。

附 則

このガイドラインは、2007年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。

(様式1)

南山大学「人を対象とする研究」倫理審査申請書

年 月 日提出

南山大学研究審査委員会委員長 殿

所 属 _____
 職 名 _____
 申請者 _____ (印)

1. 審査事項	研究計画	研究経過	研究計画変更	その他
2. 課 題 名 (研究費の種類も記入)				
3. 研 究 組 織				
①研究組織名 _____				
②研究実施者名 _____ (所属 _____ 職名 _____)				
③研究責任者名(指導教員名) _____ (所属 _____ 職名 _____)				

4. 研究概要（審査対象となる研究計画書を添付すること）

(1) 目的

(2) 研究方法（研究デザイン、研究データの収集方法、データ管理の方法、データ解析の方法等）

5. 研究結果の公表方法等

6. 研究における科学的合理性と倫理的妥当性について

(1) 研究の対象となる個人に理解を求め了承を得る方法(説明文および同意文書を添付すること)

(2) 研究の対象となる個人の人権の保護および安全の確保(対象者に与える身体的・精神的な侵襲について記載することおよび個人情報漏洩などの危険が最小限になるよう講じる予防対策を記載すること)

(3) 研究によって生ずるリスクと科学的な成果の総合判断

7. 研究(予定)期間

年 月 日 ~ 年 月 日

<留意事項>

1. 他の施設との共同研究として実施する場合は、本申請が研究全体についての審査か、あるいは本学で実施する分担部分のみについての審査かを明記すること
2. 提出先：教育・研究事務部教育・研究支援事務室
3. 「南山大学個人情報保護に関する規程」および「南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン」を十分に参照すること

<資料10> 社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程 履修モデル

()内:単位数

【履修モデルⅠ】 総合政策学専攻

●大学や研究機関で国際、公共、環境分野における政策分析・政策プロセスの研究者・教員

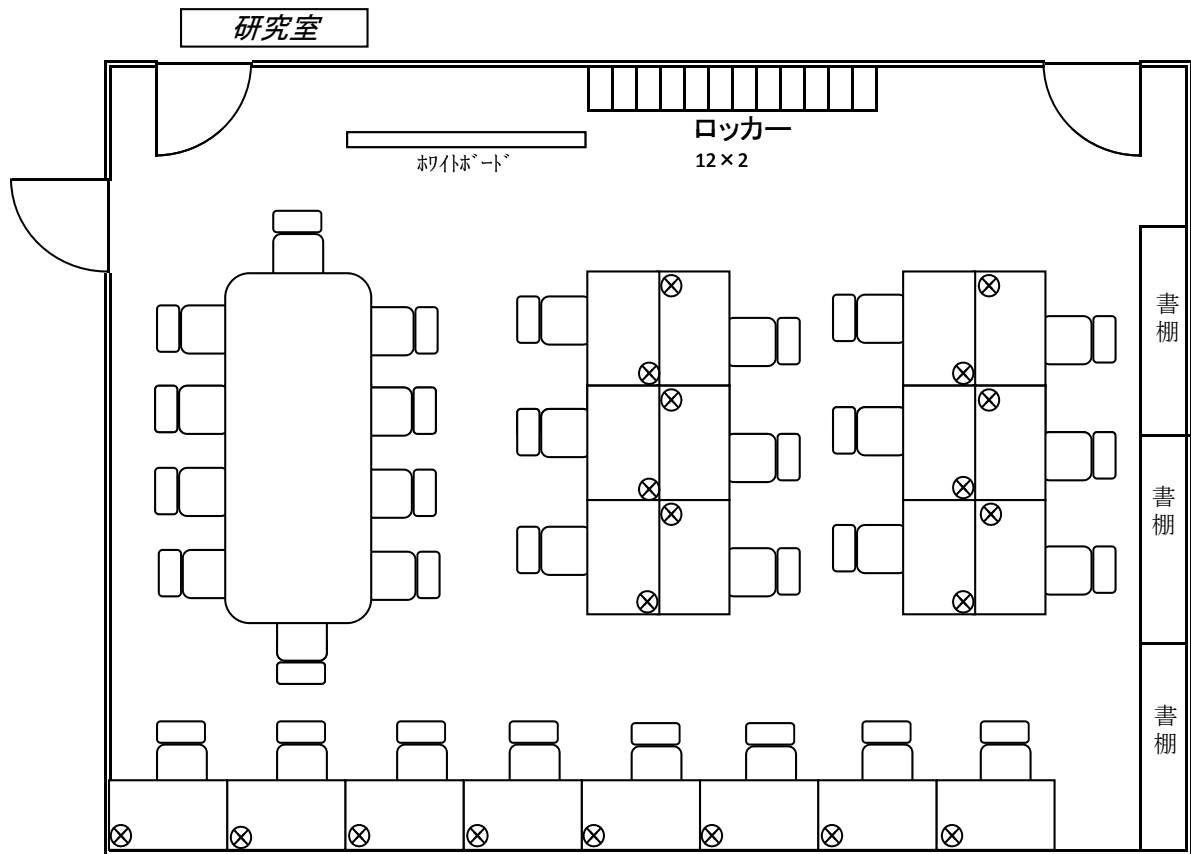
科目区分		1年次		2年次		3年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
学際共通科目	選択	社会科学研究特論 (2)					
研究指導科目	必修	研究指導Ⅰ(2)	研究指導Ⅱ(2)	研究指導Ⅲ(2)	研究指導Ⅳ(2)	研究指導Ⅴ(2)	研究指導Ⅵ(2)
専攻科目	選択		総合政策特殊研究 (文明論)(2) または (公共政策研究)(2) または (国際経済研究)(2) または (環境政策研究)(2)				
修得単位数 <合計 16単位>		8単位		4単位		4単位	

【履修モデルⅡ】 総合政策学専攻

●国際機関、中央政府、地方自治体、企業等で政策分析、政策立案を担う政策専門家

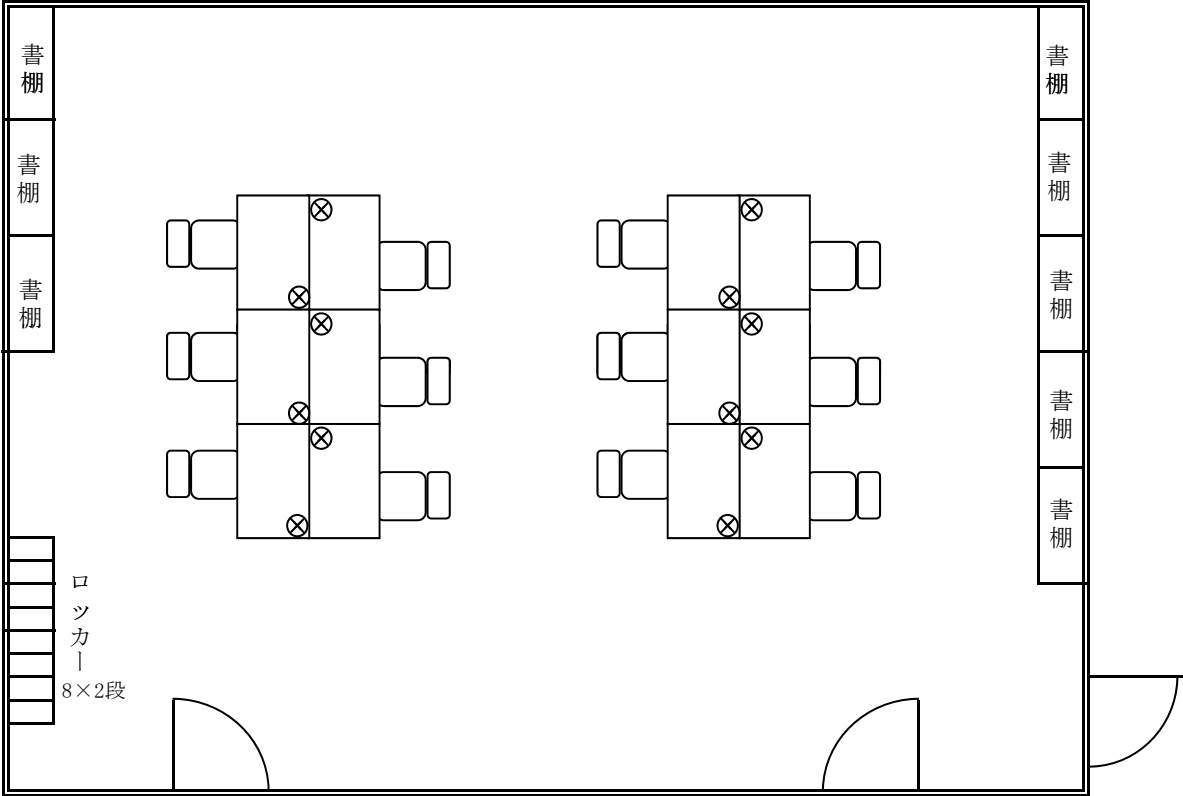
科目区分		1年次		2年次		3年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
学際共通科目	選択	社会科学研究特論 (2)					
研究指導科目	必修	研究指導Ⅰ(2)	研究指導Ⅱ(2)	研究指導Ⅲ(2)	研究指導Ⅳ(2)	研究指導Ⅴ(2)	研究指導Ⅵ(2)
専攻科目	選択		総合政策特殊研究 (地域研究)(2) または (公共政策研究)(2) または (国際組織研究)(2) または (国際経済研究)(2) または (環境政策研究)(2)				
修得単位数 <合計 16単位>		8単位		4単位		4単位	

<資料11> 院生研究室の見取図(社会科学研究科総合政策学専攻<瀬戸キャンパス>)



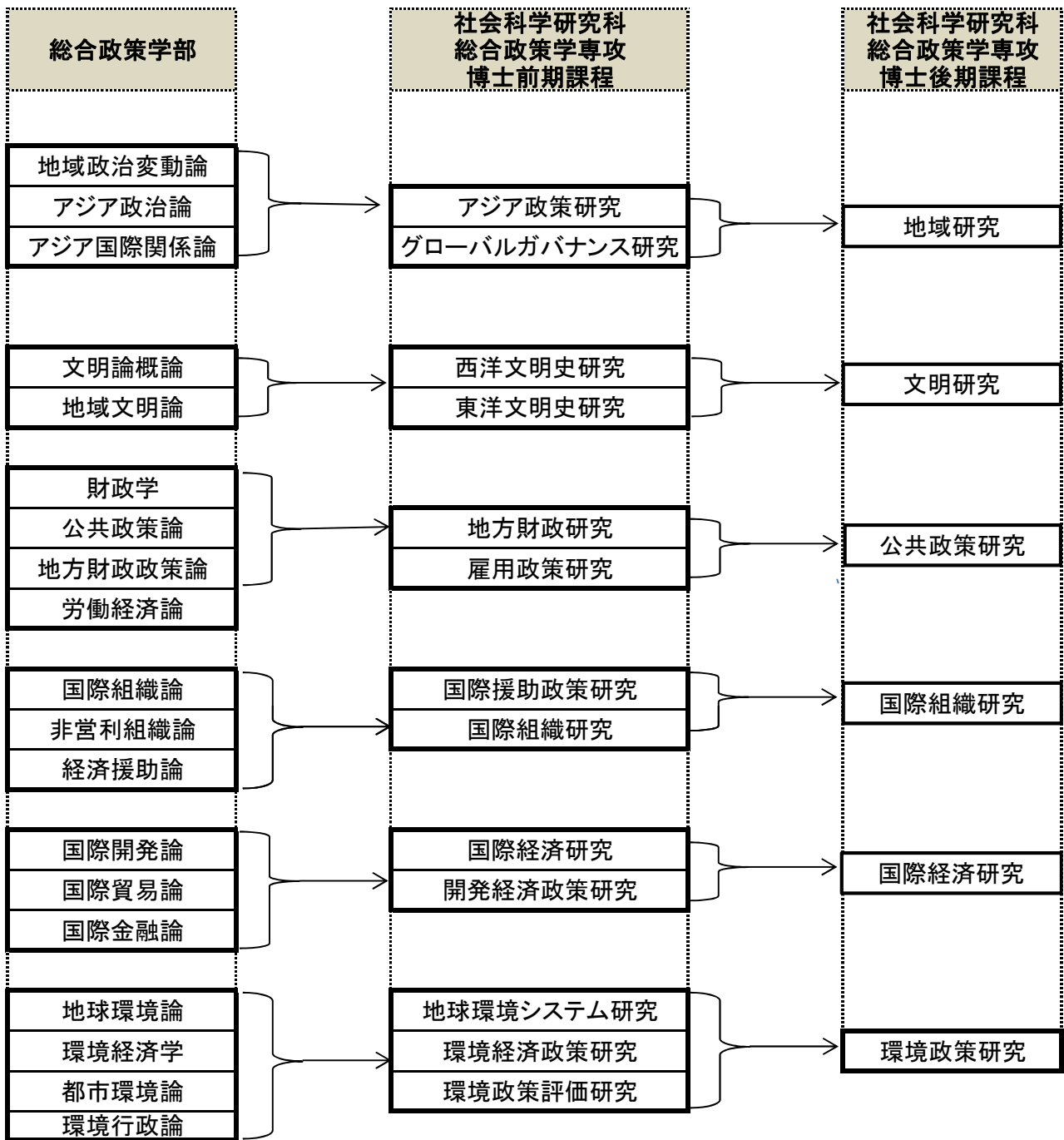
⊗…… 情報コンセント

研究室



⊗…… 情報コンセント

＜資料12＞既設の学部、研究科博士前期課程との関係(総合政策学専攻)



南山大学大学院社会科学研究所委員会規程

第1条 南山大学大学院学則（以下「学則」という。）第14条による研究科委員会のうち、社会科学研究所委員会（以下「研究科委員会」という。）は、この規程による。

第2条 研究科委員会は、学則第15条に定める教授および准教授をもって組織する。

第3条 研究科委員会は、研究科長が招集し、研究科長がその議長となる。研究科長が差し支えのあるときは、研究科長は、その代理者を指名する。

第4条 研究科委員会の定例会議は、少なくとも毎月1回これを開く。ただし、時宜により休会することがある。

② 臨時会議は、研究科長が必要と認めた時、または研究科委員会構成員5名以上の要求があった時、研究科長がこれを招集する。

第5条 研究科委員会の定数は、第2条に定める教授および准教授の現在員とする。ただし、留学、研究休暇および休職中の者は、定数に加えない。

第6条 研究科委員会は、定数の3分の2以上出席しなければ、これを開くことができない。

第7条 研究科委員会の審議承認は、その出席者の過半数により、可否同数のときは、議長の決定するところによる。ただし、研究科所属の教員の進退および所属に関する事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第8条 研究科委員会に書記を置き、議事録を作成させる。

② 議事録は、研究科長が保管し、研究科委員会構成員の要求があれば、その閲覧に供しなければならない。

③ 書記は、研究科長がこれを委嘱する。

第9条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

- 1 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
- 2 学位の授与に関する事項
- 3 その他教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

② 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項について審議し、意見を述べることができる。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 南山大学大学院経済学研究科委員会規程（2010年4月1日施行）、南山大学大学院総合政策研究科委員会規程（2010年4月1日施行）は、経済学研究科、総合政策研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。